

第7章 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

第1節 地域の特性を生かした産業の振興

第7章 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

第1節 地域の特性を生かした産業の振興

体系

- 1 商工業の活性化
 - (1) 魅力ある商業地づくり
 - (2) 都市型工業の振興
 - (3) 人、もの、情報の交流機能の推進
- 2 商工業の新たな展開
 - (1) 生活支援型産業の振興
 - (2) 産業支援型サービス業の振興
 - (3) 起業家への支援
- 3 商工業を支える基盤づくり
 - (1) 人材の育成
 - (2) 組織活動の活性化
- 4 地域性を生かした都市農業の推進
 - (1) 都市農業の推進
 - (2) 新鮮で安全な農産物の供給促進
 - (3) 地産地消の推進
 - (4) 農業労働力の確保と育成
- 5 うるおいのある都市農業の推進
 - (1) 自然に親しめる機会の充実
 - (2) 快適な空間の形成
 - (3) 農業に対する市民の理解の促進

動向と課題

- 1 少子・高齢化の進行や長引く不況など、市民生活をめぐる状況が変化している中で、産業は、市民の就労や所得の確保など、日々の暮らしを支える基盤であるだけでなく、市税収入を生み出す経済基盤でもあり、まちの活力を生み出しにぎわいをもたらすことから、その安定した発展が課題となっています。
- 2 本市は、大阪都市圏における住宅都市であるとともに、江坂周辺地域をはじめとして商業・業務機能が集積しており、都心的機能を一部担っています。良好な住宅都市としての基本的性格を保ちながら、複合型都市として発展していくためにも、

環境の保全や快適なまちづくりの視点に立った産業振興策の展開が求められています。

- 3 市内の事業所をみると、卸売・小売業、飲食店が事業所数で4割を超えており、次に多いサービス業を入れると全事業所の4分の3以上を占めています。全体としては卸売・小売業、飲食店の減少も含め事業所数が減る産業が多い中、運輸・通信業、サービス業の事業所数は増加傾向をたっています。

本市は大阪市に隣接しているという立地の良さから市南西部に、卸売・小売業、飲食店及び情報サービス産業が集積していますが、近年事業所の移転や閉鎖など変化が生じており、この地域の活性化が、本市の商工業の発展に大きく影響するものと思われます。他方、北部には先端技術を研究する大学など学術研究施設が立地し、新たな産業を創出する潜在力となっています。また、千里ニュータウンでは、ライフスタイルの変化や高齢化の進行の下で、全体的に身近な近隣商業施設が機能低下の傾向にあります。各種の施設が設置された役割を再評価しながら、今後、コミュニティ施設など幅広い世代のニーズにあった施設の設置を図るなど、新しい役割を持たせながら、近隣商業施設の活性化に向けて取り組んでいくことが求められています。

- 4 既存の商店街は、規制緩和による大型店の進出や、テレビ、インターネットなどを含む通信販売の台頭により、集客力が低下しています。また、店舗の老朽化や後継者の不足などで、商店街や小売市場では店舗数が減少し、空き店舗が増えるなどの傾向が現れています。

少子・高齢化、高度情報化、24時間型社会の到来などの社会変化に加えて、環境問題への意識の高まりや生活様式の変化など、消費者のニーズも変化し多様化しています。

商店街などの商業地は市民の日常生活の利便性と地域コミュニティを支える重要な基盤です。

中・大型店との共存のあり方について、事業活動に関する基本的事項を定めるなどの検討を行い、地域の特性を生かした商業地づくりや、消費者ニーズに対応した多様なサービスの提供を充実するなど、まちづくりの新たな視点で、その活性化を図っていく必要があります。

- 5 製造業は、事業所数、年間出荷額ともに減少しており、全体として低迷傾向を示しています。工場の閉鎖や移転に伴い宅地化が進む中で、既存の工場とその周辺地域とが調和した環境の整備を図っていくことが課題となっています。

今後は、本市が北大阪地域における大学・研究機関の集積地であることを生かし、技術開発や研究を産学連携で推進し、製品の開発など都市型工業としての新たな事業展開を図る必要があります。

また、市内外の事業者と、あるいは海外の企業との製品の仕入れや販売、情報や交流などの事業活動の促進を図ることが、市内製造業の振興につながると考えられます。

- 6 農業については、農家数、農業従事者のいずれも減少しており、農業従事者の高齢化と後継者不足、また、都市化の進展に伴う農地の減少や宅地等との混在化、農業用水や日照の確保、ごみ投棄の問題など農業経営を取り巻く生産環境は厳しい状況にあります。
- 7 農地の粗放化、遊休化は生産環境を悪化させるだけでなく、周辺住民の生活環境へ悪影響を及ぼすこととなります。農産物の生産基盤としての機能の維持を推進する一方で、環境保全、防災、景観維持など農地の持つ多面的な機能を活用した農地の保全に努めることにより、都市と調和したうおいのある農業を推進することが必要です。

基本方向

- 1 「新商工振興ビジョン」(平成17年(2005年)中に策定予定)に基づき、商工業の振興を図り、市民の多様なニーズに対応した商品やサービスの提供を通して、いきいきと暮らし、働き、学び、遊ぶことができる魅力あるまちの実現をめざします。
- 2 地域の特性を踏まえ、まちづくりの新たな視点

で市民生活の利便性を高め、アメニティ豊かな魅力ある商業地づくりを進めるとともに、工業の高度化を支援し、生活環境と調和した都市型工業への展開を図ります。

- 3 サービス業などが充実するよう振興策を推進します。また、商工業の活力をいっそう高めるため、ベンチャー産業、コミュニティビジネスなどの起業を支援します。
- 4 市内商工業の組織活動の活性化を図るため、事業者や従業者、そのリーダーなどの人材の育成を支援します。また、組織、経営の近代化・効率化を図るため、情報通信技術の活用を検討している事業所等を支援します。
- 5 「農業振興ビジョン」の基本理念である都市と調和する農業の推進を図ります。
- 6 農地を遊休化することなく、農産物の生産意欲のある農家が継続して農業ができるよう、農業生産環境の整備を図るとともに、都市の貴重な緑の空間として農地の持つ多面的な機能を活用し、本市の農業の推進を図ります。

計画

1 商工業の活性化

(1) 魅力ある商業地づくり

商業地が、商品やサービスを提供する商業機能に加え、文化、学習、娯楽、コミュニティなどの多様な機能を持つことは、その活性化とまちのにぎわいにつながります。それぞれの商業地の個性を生かし、消費者に便利で快適な魅力ある商業地づくりを推進します。

(2) 都市型工業の振興

国際競争が本格化した時代に対応するため、企業相互の連携、産学連携を深め、新しい技術、製品の開発を促進するなど工業の高度化への支援を進めます。さらに、環境に配慮した事業活動を支援、促進し、都市型工業への展開を図ります。

(3) 人、もの、情報の交流機能の推進

地域や業種、世代間の交流活動を促進し、消費者との交流の機会を設定するとともに、商工

第7章 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

第1節 地域の特性を生かした産業の振興

業関連情報を発信することにより、市内商工業の振興を図ります。また、情報通信技術の活用を図る事業所への支援を充実します。

2 商工業の新たな展開

(1) 生活支援型産業の振興

時代の変化に対応して市民生活を豊かでおいしいものにする生活支援型産業を支援し、情報提供を行うことで、その振興を図ります。

雇用創出の効果もある新たな地域社会に密着した産業としてのコミュニティビジネスの振興を図ります。その活動の場として商店街の空き店舗を活用するなど、商店街の活性化にも寄与するよう支援の充実を図ります。

(2) 産業支援型サービス業の振興

情報通信関連、ソフトウェア、デザイン分野などでの事業所向けサービス業は、商工業における情報提供の充実、人材育成、起業化支援や高付加価値化に寄与するとともに、市内商工業の発展、育成に対して支援的な機能を有するため、その振興を図ります。

(3) 起業家への支援

若い世代による新しい分野での起業、リストラや意識変化による中高年の起業が増える中、起業をより円滑にするため、事業者の交流、情報提供などの支援を行います。また、関係機関と連携し、市内に根付く起業家の育成に努めます。

3 商工業を支える基盤づくり

(1) 人材の育成

事業者、従業者の資質の向上や経営技術についての相談機能の連携と拡充を図るとともに、セミナーなど開催することにより、人材の育成、事業継承者の確保、就業環境の充実を促進し、商工業振興を図ります。

(2) 組織活動の活性化

事業者間の交流や組織活動の活性化を図ることは、事業活動を促進する上で重要な要素です。特に商業は個別事業者の努力に加えて、商業環境が経営に大きく影響することから、組織的な対応が必要となるため、事業者間の交流促進、組織活動のリーダーの養成等を支援し、組織活

動に取り組む体制の充実を図ります。

4 地域性を生かした都市農業の推進

(1) 都市農業の推進

ほうれんそう、しゅんぎく等の軟弱野菜類の栽培や、特産物である「吹田くわい」の栽培など、地域性を生かした農業の推進を図ります。

(2) 新鮮で安全な農産物の供給促進

農薬や化学肥料の使用量を削減する環境保全に配慮した栽培方法を推進し、より新鮮で安全な農産物の供給を促進します。

(3) 地産地消の推進

生産地と消費地が密着した立地性を生かし、農業労働力の不足する生産農家にとって可能な地産地消型の販売形態を検討します。

(4) 農業労働力の確保と育成

農業従事者の高齢化、後継者の減少が深刻化する中、農作業への参画を希望する市民の活用など農業労働力不足を補う方策を検討します。

5 うるおいのある都市農業の推進

(1) 自然に親しめる機会の充実

市民農園など市民が土に親しみ、自然にふれあえる機会の充実に努めます。

(2) 快適な空間の形成

農地にれんげ、コスモス等草花の栽培を奨励し、うるおいとやすらぎが感じられるような空間の形成を図ります。

(3) 農業に対する市民の理解の促進

農産物の即売会、農作業体験事業などを通じて農家と市民の交流を促進することにより、市民の農業に対する理解を深めるように努めます。

第7章 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

第2節 就労を支援する環境づくり

体系

- 1 雇用・就労の支援
 - (1) 雇用対策の推進
 - (2) 労働関係情報の提供
- 2 勤労者福祉の充実
 - (1) 福利厚生事業の充実
 - (2) 余暇活動等の支援
- 3 労働条件の整備
 - (1) 労働相談の充実
 - (2) 職場環境の改善

動向と課題

- 1 平成12年(2000年)の「雇用対策法」の改正において、地方公共団体は、雇用に関する必要な施策を講ずる旨の規定が設けられました。国の施策や役割とともに市が担う役割として、地域における就職困難者等の雇用・就労の促進や、自立支援に向けた取組が必要となっています。
- 2 長引く不況を受けて景気は低迷し、完全失業率も依然として高い数値を示しています。派遣労働者や契約社員の増加など雇用形態が多様化し、労働環境が複雑化しています。また、フリーターやニートと呼ばれる若者が増えており、若者の就労支援に向けた施策が求められます。一方、団塊の世代と呼ばれる層が退職期を迎える中で、高齢者が就労を通して、いきいきと暮らせるように、雇用促進に向けた施策が必要となっています。
- 3 勤労者福祉共済制度のよりいっそうの充実を図るため、未加入事業所に対して加入促進を進めていく必要があります。また、勤労者の福祉の増進と雇用の安定に向けて、勤労者のニーズに対応し、福利厚生事業などをいっそう充実していくことが求められています。
- 4 厳しい社会経済、労働情勢の中、勤労者の安定した生活と福祉の向上、健全な労使関係、男女共

同参画社会の実現を図るためには、労働に関する法律の正しい知識と理解、認識を深めることが必要であり、そのためのきめ細かい労働施策の展開が必要です。

基本方向

- 1 急速な少子・高齢化、労働環境や就労形態の多様化、就労意識の変化に対し、関係機関と連携を図りながら、勤労意欲の醸成や職業能力の向上など雇用・就労の促進に努めます。
- 2 中小企業に働く勤労者の生活の安定と豊かな暮らしに向けて、勤労者福祉の充実に努めます。
- 3 勤労者の雇用の安定と地位の向上に向け、労働者に対する相談業務の充実に努めるとともに、事業所に対して職場環境の改善を働きかけます。

計画

- 1 雇用・就労の支援
 - (1) 雇用対策の推進

障害者、母子家庭の母親、中高年齢者、若年者などのさまざまな就労ニーズに対応するため、「地域就労支援計画」に基づき、コーディネーターによる職業相談を実施するとともに、雇用・就労につながる能力開発に努めます。

また、ハローワークなど関係機関と連携を図り、地域ネットワークを構築し、雇用・就労を促進します。
 - (2) 労働関係情報の提供

勤労者の安定した生活と福祉の向上を図るため、関係機関と連携しながら労働関係情報の提供に努めます。

また、労働に関する法律について三島地域における広域的・効果的なセミナーを開催し、労使関係の安定化と充実に努めます。
- 2 勤労者福祉の充実

(1) 福利厚生事業の充実

勤労者の福祉の増進を図るため、勤労者福祉共済制度の充実を図ります。

(2) 余暇活動等の支援

勤労者の教養、文化の向上と勤労者の福祉の増進を図るため、勤労者会館において勤労者の年齢や個人ごとのニーズに対応した魅力ある事業の実施に努めます。

3 労働条件の整備

(1) 労働相談の充実

勤労者の安定した生活と福祉の向上、健全な労使関係に資するため、相談業務の充実に努めます。

(2) 職場環境の改善

労使関係の安定化、男女共同参画社会の実現、働きがいのある職場づくりをめざし、職場環境の向上について事業所に対して働きかけます。

第7章 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

第3節 消費生活を支える環境づくり

体系

- 1 消費者の利益と安全の確保
 - (1) 消費生活センターの充実
 - (2) 消費者啓発
 - (3) 消費者の意見の反映
 - (4) 消費者活動の支援
 - (5) 消費者関係法令整備等の要請
 - (6) 適正取引の確保

動向と課題

- 1 近年、わが国においては、規制緩和が進められるとともに、高度情報通信社会が進展するなど、経済社会の状況は著しく変化しており、消費者を取り巻く環境も大きく変化してきています。それに伴い、消費者問題も多様化し複雑化しています。

このような変化の中、平成7年(1995年)には、製造物の欠陥による製造業者等の賠償責任について定めた「製造物責任法」が、また平成13年(2001年)には、適正な消費者取引を実現するための包括的な民事ルールとして「消費者契約法」が施行されるとともに、平成16年(2004年)には「消費者保護基本法」が「消費者基本法」と改正され、「消費者の権利」が明記されるなど、消費者の利益の擁護と増進に関する施策を進めるための枠組みが整えられつつあります。

- 2 本市の消費者行政は、消費生活センターを拠点にして消費者保護と消費者教育を大きな柱として展開してきました。一方、消費者団体が中心となって、自らが消費者問題を学んで正しい知識を身につけ、主体性ある消費者活動が進められてきました。

しかしながら、消費生活相談は年々増加し、インターネットを利用した新たな商法などの出現、高齢者など社会的弱者を狙う悪質商法などに対する課題等、問題は山積しています。一方、食の安

全や地球温暖化などの環境問題について消費者の関心は高く、広範な社会問題に対してきめ細かい対応が不可欠となっているとともに、近年の事業者としての信頼を損なう事件の発生などに対し、企業の自主行動基準の策定も求められています。

今後とも、消費者トラブルの解決と被害者救済を図り、消費者利益を擁護し消費者の権利を確立する施策の展開が必要です。

基本方向

- 1 消費生活相談を充実することにより、被害の未然防止と被害に対する迅速で適切な対応に努めます。
- 2 消費者の役割や行政、事業者の責務を明確にしながら、消費者の権利の尊重、自立の支援に努めます。
- 3 消費者が消費生活において必要な知識を修得し、自主的、合理的に行動できるよう、啓発活動や消費者教育等の充実にも努めます。
- 4 消費者組織の育成にも努めるとともに、消費者の自主的な活動を支援します。

計画

- 1 消費者の利益と安全の確保
 - (1) 消費生活センターの充実
消費生活にかかわる被害を未然に防止するために、情報提供や被害の解決を図る消費生活相談の機能を強め、消費生活センターの充実を図ります。
 - (2) 消費者啓発
消費者の自立の支援のため、消費者が自ら判断し選択できるよう必要な知識の普及や情報提供に努めます。また、環境保全や安全の確保などについて、消費者団体との連携を図り啓発活動に努めます。

(3) 消費者の意見の反映

消費者の意見が市の消費者施策や事業者の事業活動に反映されるよう、環境整備に努めます。

(4) 消費者活動の支援

消費者団体の育成・強化に努め、自主的な消費者活動を支援します。

(5) 消費者関係法令整備等の要請

消費者被害の未然防止や被害にあった消費者の救済をいっそう強化するために、消費者関係法制度の整備や施策の充実を国や大阪府に要請します。

(6) 適正取引の確保

消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、必要な情報提供や適正な勧誘が行われるよう、事業者、消費者団体や関係機関との連携を図ります。